

加齢対応構造等のチェックリスト

【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

 新築
 改修

既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第54条第1号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと思われる加齢対応構造等である構造及び設備については、別紙2②の基準が適用されることがあります。この判断は登録時に登録主体によって行われますので、ご注意ください。

2. バリアフリー基準への対応状況

 のある欄は、該当するものを
 に置き換えてください

 を に置き換えてください
 自由欄はなるべく具体的に記述してください
添付資料の
対応箇所等

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
A【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第8号に規定する基準】				
二 床は、原則として段差のない構造のものであること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
二 廊下の幅			Bの1(2)記載参照	
主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあつては、七十五センチメートル以上)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
三 出入口の幅			Bの1(2)記載参照	
主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
四 浴室			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、百二十センチメートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →		浴室の短辺 <input type="text"/> cm	
面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあつては、一・八平方メートル以上)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 一戸建て以外 <input type="checkbox"/> 適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 →		浴室の面積 <input type="text"/> m ²	
五 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの1(3)記載参照	
$T \geq 19.5$ (T: 踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
$R \div T \leq 22 \div 21$ (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
$55 \leq T + 2R \leq 65$	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
六 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。			Bの2(2)記載参照	
$T \geq 24$ (T: 踏面の寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
$55 \leq T + 2R \leq 65$ (R: けあげの寸法)	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
七 以下には手すりを設けること			Bの1(4)記載参照	
便所	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
浴室	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
住戸内の階段	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合		
八 階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物には、原則として当該建築物の出入口のある階に停止するエレベーターを設置すること。	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ	
B【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第9号に規定する基準】				
1 住宅の専用部分に係る基準				
(1) 段差 ※専用住戸内部	<p>イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p>	<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない <input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あるが下記のとおり適合 <input type="checkbox"/> ①～⑥該当あり下記のとおり非適合		
	<p>① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5mm以下としたもの</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
	<p>② 玄関の上がりかまちの段差</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり		
	<p>③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまちの段差</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当部位あり		
	<p>④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差</p> <p>a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。</p> <p>b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあつては、当該面積の1/2)未満であること。</p> <p>c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。</p> <p>d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。</p> <p>e その他の部分の床より高い位置にあること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 該当あり 左欄a～e許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当あり 左欄a～e範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差部位の面積 m ² (居室全体の面積 m ²) 段差部位長辺の長さ mm 段差部位がその他より <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い	
	<p>⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 <input type="checkbox"/> 単純段差 段差の高さ mm <input type="checkbox"/> 手すり設置 浴室内外の高低差 mm の場合 またぎ高さ mm	
	<p>⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあつては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。</p> <p>a 180mm(踏み段を設ける場合にあつては、360mm)以下の単純段差としたもの</p> <p>b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの</p> <p>c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし <input type="checkbox"/> 段差なし <input type="checkbox"/> 段差があるが左欄a～c許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 段差があり左欄a～c範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 <input type="checkbox"/> 単純段差 <input type="checkbox"/> またぎ段差 手すり設置 <input type="checkbox"/> 設置済み <input type="checkbox"/> 設置可能 <input type="checkbox"/> なし 踏み段有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1段 <input type="checkbox"/> 2段以上 踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm かまちとバルコニーとの段差 mm 踏み段とかまちとの段差 mm バルコニーと踏み段との段差 mm 踏み段とバルコニー端との距離 mm	
	<p>ロ 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p>		<input type="checkbox"/> ①～⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし	
	<p>① 玄関の出入口の段差</p>	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし	
	<p>② 玄関の上がりかまちの段差</p>	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥該当なし	
<p>③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差</p>	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥該当あるが許容範囲内		
<p>④ バルコニーの出入口の段差</p>	<input type="checkbox"/> 基準範囲内で適合 →	<input type="checkbox"/> ①～⑥該当あり許容範囲を超え非適合		
<p>⑤ 浴室の出入口の段差</p>				
<p>⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90mm以上の段差</p>				

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対応の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(1) 共用廊下	<p>ニ 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄許容範囲内 → <input type="checkbox"/> 該当部位あり 左欄をみたまさない →	<p>※複数ある場合は最も厳しい状況を記入</p> <input type="checkbox"/> 開放された共用廊下なし <input type="checkbox"/> 存在するが1階のため適用外 腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
	<p>次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあつては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。</p> <p>② 蹴込みが30mm以下であること。</p> <p>③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。</p> <p>④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当する共用階段なし(平屋建て等) <input type="checkbox"/> 全適合 <input type="checkbox"/> 部分適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず①②非適合 →	<input type="checkbox"/> ①～④に適合 <input type="checkbox"/> 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合 けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※ (けあげ)x2+(踏面) = mm 蹴込みの寸法 mm	
(2) 主たる共用の階段	<p>□ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあつては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。</p> <p>① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあつては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。</p> <p>② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず③④非適合 →	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの設置 手すりの踏面からの高さ mm	
	<p>□ 開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下</p> <p>腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm</p>			
(3) エレベーター	<p>住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし(1)全住戸が出入口階(左の基準①) <input type="checkbox"/> 左2～3行目をみまして適合 → <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当部位なし(2)EV使わず出入口(左の基準②) <input type="checkbox"/> イ～ハをみたまさず経路あり適合 <input type="checkbox"/> 非適合	←以下及びイ～ハ記入なしで可 <input type="checkbox"/> エレベータで出入口階に到達 <input type="checkbox"/> 1階分の階段で出入口階に到達 ←以下及びイ～ハ記入なしで可	
	<p>イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当部位なし(エレベータ非設置等) <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 該当しない エレベーター出入口の有効幅員 mm	
	<p>② エレベーターホールに一边を1,500mmとする正方形の空間を確保できるものであること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみまして適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまさず非適合 →	<input type="checkbox"/> 該当しない 確保できる正方形の一边の長さ mm	
	<p>□ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差なく適合 <input type="checkbox"/> 5mmを超える段差があり非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・該当ページ
(3) エレベーター	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない→ <input type="checkbox"/> 高低差あるが基準対応して適合 <input type="checkbox"/> 高低差あり基準未対応で非適合	<input type="checkbox"/> エレベーター設備がない <input type="checkbox"/> 高低差がない	
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたまらず非適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm <input type="checkbox"/> 傾斜路と段の併設で対応 (③に記述) <input type="checkbox"/> 傾斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1 / mm 設けた傾斜路有効幅員 mm	
	② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 手すりを設置して適合 → <input type="checkbox"/> 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの床面からの高さ mm	
	③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	設けた傾斜路有効幅員 mm 設けた段の有効幅員 mm	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。 ② 蹴込みが30mm以下であること。 ※ (2)イ ①から④ ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして①②適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまらず①②非適合 → <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 左欄をみたして③④適合 → <input type="checkbox"/> 左欄をみたまらず③④非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※ (けあげ) x 2 + (踏面) = mm 蹴込みの寸法 mm 最上段食い込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 最下段突出部分 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 片側 <input type="checkbox"/> 両側 手すりの踏面からの高さ mm	

本書類の作成者	氏名	⑤		作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事務所に所属する建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなくとも差し支えありません。 建築士資格の種類と登録番号を明記してください 建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記してください	
	資格	建築士免許の種類	登録番号		
		建築士事務所の名称	登録番号		
	所属事務所	住所			
		電話			

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。
 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。